

下京区西部エリア活性化の将来構想素案作成業務の委託に関する提案募集要項

1 募集の趣旨

下京区西部エリア（※1）は、梅小路公園をはじめ、京都リサーチパーク、中央卸売市場第一市場、商店街、文化・観光施設、大学などが集積し、多彩な魅力を有する地域である。

京都市では、このエリアの更なる活性化を目指して、平成27年度までに民間活力を活かした将来構想を策定、推進することとしている。

平成24年7月にエリア内の企業、事業者、大学、地域住民等による「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、まちあるきなどを通じて、エリアの魅力や課題、その対策等についての議論を重ねてきた。

この検討会議において、引き続き、エリアの将来像や今後取り組むべきこと等について議論し、将来構想策定に向けた素案を作成することを目的とした業務の委託に関する提案を募集する。

※1 およそ東西は西大路通から烏丸通、南北は五条通から JR 京都線の範囲を想定

※2 平成25年度の下京区西部エリア活性化推進事業の進め方については別紙参照

※3 平成24年度の検討会議の取組内容については、以下のアドレス参照

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-10-1-0-0-0-0-0-0.html>

2 応募資格

次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

イ 次に掲げる資格を有し、かつ、資格を証明する書類を提出することができる者

(ア) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(ウ) 京都市の市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(エ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(オ) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

3 募集期間

平成25年4月30日（火）から平成25年5月20日（月）午後5時 まで

4 契約条件

(1) 業務内容

別添仕様書のとおり

(2) 契約金額

2, 500千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

5 応募方法等

(1) 応募方法

ア 提出書類及び必要部数

(ア) 提案書（別添様式）及び添付資料 6部

(イ) 見積書 1部

具体的な項目ごとに、人件費、直接経費等のほか、積算根拠（例えば成果報告会等を行う際の会場経費、パネラーの人数等）を明記する。様式は任意とする。

(ウ) 資格を証明する書類 1部

※京都市競争入札参加有資格者名簿に登録していない者のみ

イ 提出期限

平成25年5月20日（月）午後5時必着

ウ 提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総合企画局市民協働政策推進室プロジェクト推進担当

TEL 075-222-4178

FAX 075-213-0443

エ 提出方法

郵送又は持参

(2) その他

ア 一事業者につき一提案とする。

イ 提出書類の作成及び提出に要した費用は、全額提案者の負担とする。

ウ 提出書類は、受託者の選定目的以外では、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案内容については、今後の参考とすることがある。

エ 提出書類は、受託者の選定作業に必要な限りにおいて、複写することがある。

オ 提出書類は、返却しない。

6 審査、選定等

(1) 審査

ア 市役所の庁内又は近辺において、一提案当たり30分程度のヒアリングを行う。

場所及び日時は別途調整する。（基本的には、提出時にヒアリングを実施予定）

イ ヒアリングは、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により行う。プレゼンテーション及び質疑応答は、各15分程度を目安とする。

ウ プレゼンテーションは、当該業務を受託した場合に主担当となるべき者が行う。

エ 提案書の内容が京都市の要求する水準に明らかに達していないときや、受託希望金額が上限を超えた場合は、ヒアリングを行わず不選定とすることがある。

オ 5以上の事業者から提案があったときは、提出書類による審査を経て3程度の事業者についてのみヒアリングを行い、その他の事業者については不選定とすることがある。

(2) 選定

提出書類及びヒアリングの内容について、次に掲げる基準によって総合的に評価し、第1順位の提案者を受託候補者として選定する。

[評価基準]

評価項目	評価のポイント
①提案内容 (年間会議計画, 成果報告会の企画案及び活性化に向けた将来構想素案の作成イメージ)	<ul style="list-style-type: none">・ 有益で実現可能性が高いか。・ 独創性と企画力が認められるか。
②下京区西部エリアについての理解度	<ul style="list-style-type: none">・ エリアの特性を十分理解しているか。
③調整能力	<ul style="list-style-type: none">・ 市の意向に沿って検討会議委員等の関係者と連絡調整を行う能力が認められるか。
④資料作成能力	<ul style="list-style-type: none">・ 的確で分かりやすい資料を期限内に作成する能力が認められるか。
⑤実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 会議の運営, 成果報告会及びその他提案内容を確実に実施できる体制か。
⑥業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 過去に当該業務に類似し, 又は関連する業務を行った実績がどれくらいあるか。
⑦受託希望金額	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容と受託希望金額に妥当性があるか。

(3) 契約の締結

京都市は、受託候補者に対し、選定された旨を文書で通知し、協議のうえ契約を締結するが、協議が整わない場合は、次順位の提案者を受託候補者として協議を行う。

(4) 選定されなかった者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対しては、その旨を文書で通知する。

平成25年度の下京区西部エリア活性化推進事業の進め方

年度		検討会議		
		将来構想素案作成	地域連携事業	基礎調査
25 年度	上半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度の総括 25年度の取組方針 ・ テーマ会議 ・ テーマ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の機運を醸成する事業 (SNSの活用など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアの現状等に関する基礎調査 (統計データ, 来街者アンケートなど)
	下半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ会議 ・ 総括会議 ・ 検討成果報告会等の開催 (パネルディスカッションなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エリア活性化のための事業 (中核となるイベントの実施, 各施設等の主催イベントの連携開催, エリアマップの作成など) 	
26年度 以降		<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想の策定 ・ エリアマネジメント体制づくり 		